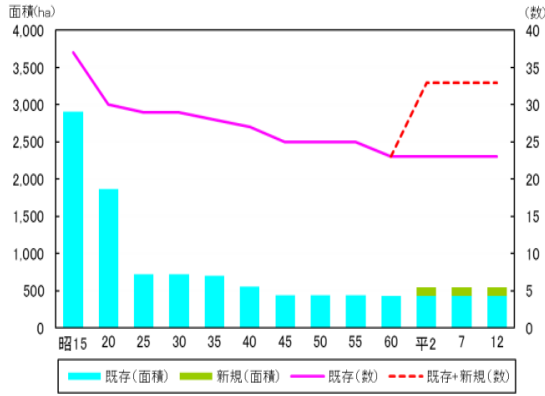
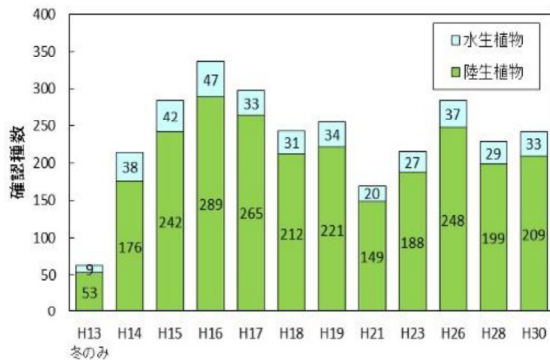


◆内湖数および面積の変化

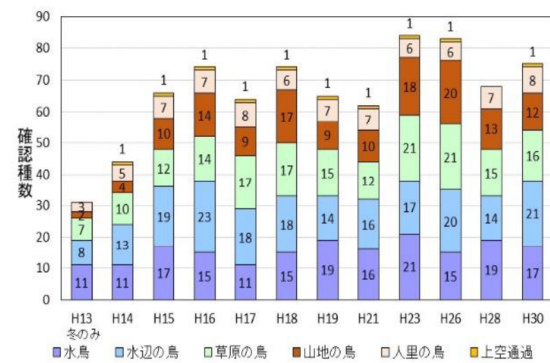


◆早崎内湖再生事業モニタリング調査経年変化

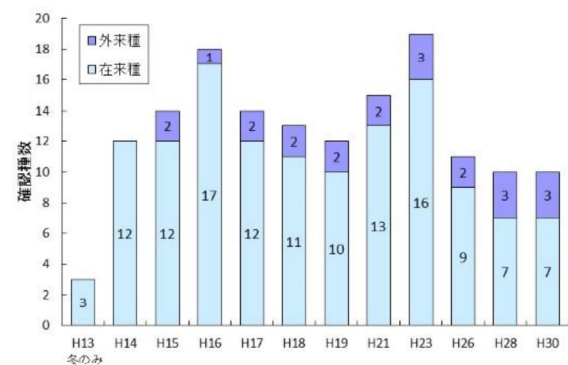
植物確認種数



鳥類確認種数



魚類確認種数



●ヨシ群落の保全

＜琵琶湖保全再生課＞

琵琶湖とその周辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であり、生態系の保全にも役立っています。

このヨシ群落を積極的に保全するため、平成4年(1992年)に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を定めました。平成22年(2010年)には

新たな「ヨシ群落保全基本計画」を決定し、ヨシ群落の健全な育成を県民などとの協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な活用を図ることとしています。

この条例は、次の3つの柱から成り立っています。



■ヨシを守る

保全が必要な場所をヨシ群落保全区域に指定してヨシ群落を守ります。

■ヨシを育てる

自然の回復力を活かした方法でヨシの増殖・再生を図り、清掃やヨシの刈取りを実施しています。



ヨシの刈取り

■ヨシを活用する

私たちの生活の中でヨシを活用できるように調査・研究するとともに、ヨシ群落を環境学習や自然観察の場として活用できるよう啓発しています。

暮らしと琵琶湖の関わりの再生

●琵琶湖ルールの取組

＜琵琶湖保全再生課＞

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、平成15年(2003年)4月から「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を施行し、琵琶湖でのレジャーのルール(琵琶湖ルール)の定着を進めています。平成23年(2011年)3月には条例を改正し、航行規制水域の類型の新設、適合原動機搭載艇への適合証の表示義務、罰則の新設等を定めました。

■ルール1 プレジャーボートの航行規制

湖岸の集落などへの騒音を防止することで地域の生活環境を保全する水域、水鳥の生息環境を保全する水域、プレジャーボートの曳き波から水産動物の増殖・養殖場などへの被害を防止する水域、水上オートバイの迷惑行為から良好な利用環境を確保する水域を指定し、これらの水域内でのプレジャーボートの航行を規制しています。航行規制水域はブイや看板で明示し、監視をしています。



(航行規制水域：令和2年(2020年)3月31日現在26箇所)

■ルール2 従来型2サイクルエンジンの使用禁止

プレジャーボートの航行による水質への影響を低減するため、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止しています。

■ルール3 適合証の表示義務

従来型2サイクルエンジンの使用禁止を徹底し、エンジンが条例に適合しているかどうかを識別するため、琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、適合原動機搭載艇であることを示す適合証の表示が必要です。

■ルール4 外来魚（ブルーギル、オオクチバス、コクチバス）のリリース禁止

釣りというレジャーの面から、外来魚を減らして、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリース（再放流）を禁止しています。湖岸や漁港に回収ボックス・いけすを設置し、外来魚の駆除を進めています。

また、全国の小中学生を対象に、外来魚の駆除に協力してもらう「びわこルールキッズ事業」や、企業・団体・個人が開催する外来魚駆除釣り大会を支援する「外来魚釣り上げ隊事業」のほか、1年間に釣り上げた外来魚の重さに応じて県が段位を認定する「外来魚釣り上げ名人事業」を実施するなど、釣り人などの協力を得て外来魚の駆除を進めています。



外来魚回収風景



びわこルールキッズ釣り大会

■ルール5 地域の実情に即した適切なプレジャーボートの利用を進めるため、長浜港や近江舞子などでは、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実情に即したローカルルールを策定しています。本県はこれを認定し、地域におけるレジャー利用の適正化の推進を支援しています。

●取り戻せ！つなぎ再生モデル構築事業

<琵琶湖保全再生課>

マザーレイク21計画に位置づけられた取組の一つとして、地域の水環境と人とのつながりを再生することを目的として、県内3か所に協議会を設け、つなぎ再生へのプラン（計画）を策定することとしました。

モデル地域の一つとして採択された家棟川流域では、ビワマスをシンボルとして、ビワマスが生息しやすい環境の整備を行うことを通じて、家棟川流域の自然環境の再生、ひいてはまちづくりの活性化を目的としたプロジェクトが地元市民、NPO、企業、行政の協働のもと結成されました。

これまでに、ビワマスの産卵床造成やビワマスの遡

上を妨げる落差工への簡易魚道の設置、ビワマスフォーラムの開催等、多様な取組が実施され、当初よりも多くのビワマスの産卵や稚魚が確認されるなど、活動の成果が出始めています。

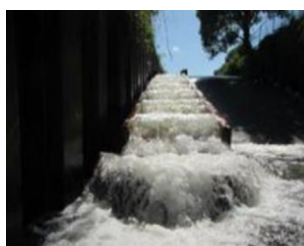
●「びわ湖の日」の取組

<環境政策課>

■「びわ湖の日」について

本県では環境基本条例により、7月1日を「びわ湖の日」と定めています。昭和52年（1977年）の琵琶湖での赤潮大発生を契機とする県民の皆さんによる石けん運動の盛り上がりなどを背景に、昭和55年（1980年）7月1日に富栄養化防止条例を施行し、その翌年に、条例施行日の7月1日を「びわ湖の日」と決めました。

現在では、県内一斉に琵琶湖周辺の清掃活動が行われるなど、琵琶湖を守り、琵琶湖に思いを寄せる象徴的な日となっています。



落差工に設置した魚道



ビワマスが魚道を遡上している姿

■令和2年度の「びわ活」推進に関する取組

「びわ湖の日」の意義を知っていただき、多くの方に琵琶湖に関わっていただくため、平成30年度より、「びわ湖の日」（7月1日）から「山の日」にかけて、「この夏！びわ活！」をキャッチフレーズに、琵琶湖に関わる様々な企画を展開しています。

令和2年度は、「コロナに負けない！」を合言葉に、森川里湖のつながりを学べるガイドブック（電子書籍）の作成、琵琶湖の生き物や湖と人のつながりなどについて学べるラジオ番組の放送など、身近な自然や暮らしの中でも、自分にあった琵琶湖との関わりを見つけていただくための情報を発信しました。



「この夏！びわ活！ガイドブック2020」（電子書籍にて県HPで公開）



「教えて！びわ湖博士！ラジオで！「びわ活！」」（エフエム滋賀（e-radio）にて全8回放送）

●琵琶湖保全再生に向けた活用のあり方

<琵琶湖保全再生課>

平成29年（2017年）3月策定の琵琶湖保全再生計画では、琵琶湖の保全再生と活用との更なる循環の推進を重点事項として掲げています。

琵琶湖やそれを取り巻く滋賀の自然がもたらす恵みを十分に活かし、その魅力や価値を発信することは、人々の自然に対する関わりや関心を向上させ、琵琶湖を守るために主体的な行動を起こす人を増やすほか、収益の確保によって保全再生に向けた投資が推進され

るという好循環へとつながります。

県では平成 29 年度に策定した琵琶湖活用の指針「琵琶湖保全再生に向けた活用のあり方～保全再生と活用との循環の推進に向けて～」に基づき琵琶湖を「活かす人」が琵琶湖を「守る人」になる好循環の創出をめざした取組を展開しています。

■「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」

＜琵琶湖保全再生課＞

より多くの方に、琵琶湖との関わりを通じた気づきを得ていただくとともに、多彩な組織・団体間の交流の促進によって始まる新たなつながりを契機として、琵琶湖の保全再生と活用とが好循環を生みながら進むことをめざし、県では、「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」を設置しています。

琵琶湖の恵みを次世代へと受け継いでいくために、琵琶湖を取り巻く企業や大学をはじめ、環境活動に取り組む市民団体など多様な組織・団体が連携・協働できる環境づくりを進めています。

●エコツーリズム推進支援事業

＜琵琶湖保全再生課＞

「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、地域資源を活かしたエコツーリズムの推進について定められています。県では体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境、人々が育んできた生活文化と触れ合うことで、その大切さを認識することができる活動という観点からエコツーリズムの推進に取り組んでおり、関係者間のネットワーク形成を進めるとともに、ホームページやパンフレットを作成し、県内のエコツーリズムに関する情報を発信しています。

◆WEB <http://www.pref.shiga.lg.jp/ecotourism/>

琵琶湖・淀川流域圏での取組

●琵琶湖・淀川流域圏の連携交流の促進

■琵琶湖と淀川をつなぐ

＜琵琶湖保全再生課＞

琵琶湖・淀川流域圏は、上流には琵琶湖があり、中下流には我が国数々の人口・産業が集積している地域で、個性的な都市や地域が互いに補完しあいながら栄えてきました。

流域の関係者は、これまでから琵琶湖総合開発の実施や琵琶湖・淀川水質保全機構の設立といった先進的な施策を展開しながら連携を積み重ねてきました。

■琵琶湖・淀川流域ネットワーク

＜琵琶湖保全再生課＞

平成 15 年(2003 年)3月に、滋賀、京都、大阪の琵琶湖・淀川流域で開催された「第3回世界水フォーラム」において、3府県知事と、大津、京都、大阪の3市長により「水でつながる琵琶湖・淀川から世界に向けて」と題する共同声明が発表されました。

その共同声明を受けて、平成 16 年(2004 年)8 月には、流域6府県が、流域の自治体、住民、NPO、企業、研究機関など多様な主体による水環境保全ネットワークの構築を目的として、「琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議」を立ち上げました。「琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議」は各府県の水環境保全に

関する取組をまとめた「かわら版」の発行や琵琶湖・淀川流域水の作文コンクールなどを行っています。

■琵琶湖に学ぶ小学生交流航海事業

＜幼小中教育課＞

平成 11 年度から下流の京都府・大阪府の小学生と直接琵琶湖に触れて水環境を共に考え、学び合う活動を続けてきました。平成 27 年(2015 年)9月に「琵琶湖の保全と再生に関する法律」が制定され、「琵琶湖は国民的資産」と記されたことから、交流範囲を下流域の大阪府・京都府の小学校から岐阜県・奈良県の小学校にまで広げ、学習船「うみのこ」で交流活動を行い、体験を通して琵琶湖から学び、自然環境に対する認識を深め合う取組をしています。



平成 30 年(2018 年)に就航した
学習船「うみのこ」(2代目)



船内での学習の様子

●琵琶湖・淀川流域圏の再生

＜琵琶湖保全再生課＞

■琵琶湖淀川流域圏再生構想

第3回世界水フォーラムで、本県から「琵琶湖淀川流域圏再生構想」を提案しました。この構想は、琵琶湖・淀川流域を、歴史・文化を活かし、自然と人間が共生する持続可能な活力ある流域圏として再生していくというもので、「流域圏の水マネジメント機構の創設」や「構想を支えるための新しい仕組みづくり」までを視野に入れたものです。

■都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」

平成 15 年(2003 年)11 月、都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を進めることが決定され、平成 17 年(2005 年)3月に「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が策定されました。

都市再生プロジェクトは、「都市」の魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することを目的として、関係省庁をはじめ官民の総力を傾注して進められる国家的プロジェクトです。

「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」では、①自然環境、②都市環境、③歴史・文化、④流域の連携、の4つの視点から整理し、これらの課題に対して、「水でつなぐ“人・自然・文化”～琵琶湖・淀川流域圏～」を基本コンセプトとして、流域圏が一体となった取組を展開することとしています。

豊かな生物を育む「琵琶湖のゆりかご」ともいえる貴重な水域であり、流域圏全体に様々な恵みをもたらす南湖を再生するため、本計画に「南湖の再生プロジェクト」を位置づけ、関係機関との連携のもと、湖底環境の改善、沿岸域環境整備、在来魚介類資源の増大、流入負荷対策などに取り組んでいます。